

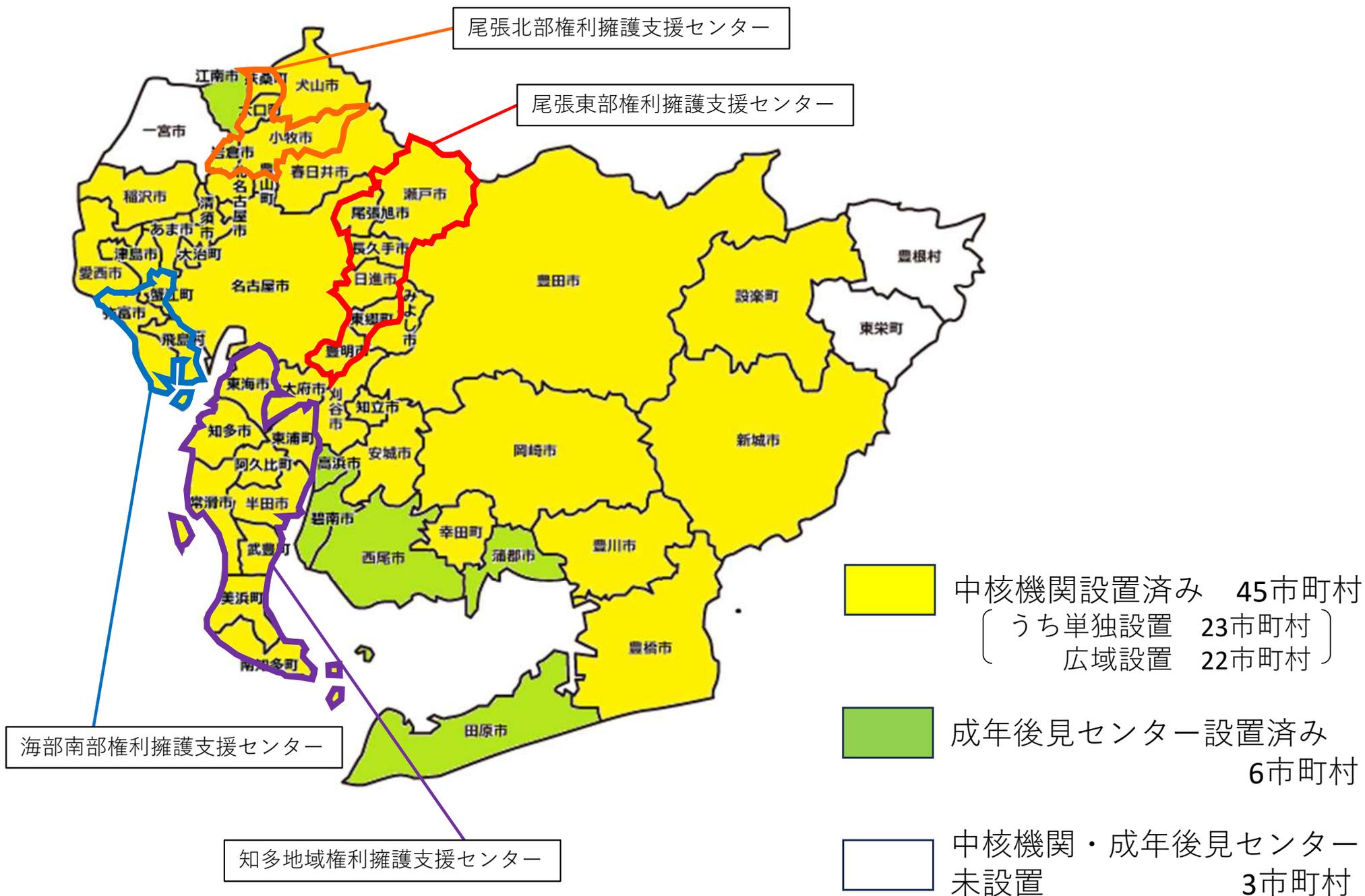
愛知県における体制整備状況及び 今年度の取組について

令和 6 年 8 月 7 日（水）

令和 6 年度第 1 回愛知県成年後見制度利用促進協議会

1 成年後見制度利用促進に係る体制整備状況について

(1) 中核機関の整備状況 (令和6年7月1日現在)



(2) 中核機関・成年後見センター 市町村別一覧表

市町村名	名称	設置形態	市町村名	名称	設置形態
名古屋市	名古屋市成年後見あんしんセンター	社協	半田市	NPO法人 知多地域権利擁護支援センター	広域 NPO
瀬戸市	NPO法人 尾張東部権利擁護支援センター	広域 NPO	常滑市		
尾張旭市			東海市		
豊明市			知多市		
日進市			阿久比町		
長久手市			東浦町		
東郷町			南知多町		
小牧市			美浜町		
岩倉市	NPO法人 尾張北部権利擁護支援センター	広域 NPO	武豊町		
大口町			大府市		
扶桑町			豊田市	豊田市成年後見支援センター	社協
春日井市	春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター	社協	知立市	知立市成年後見支援センター	社協
江南市	江南市成年後見センター	社協	幸田町	幸田町成年後見支援センター	社協
一宮市	令和6年度中設置予定	(社協)	岡崎市	岡崎市成年後見支援センター	社協
犬山市	犬山市成年後見センター	行政	碧南市	碧南市成年後見支援センター	社協
稲沢市	稲沢市成年後見センター	社協	刈谷市	刈谷市成年後見支援センター	社協
清須市	清須市成年後見支援センター	社協	安城市	安城市成年後見センター	社協
北名古屋市	北名古屋市権利擁護支援センター	行政	西尾市	西尾市成年後見センター	社協
豊山町	豊山町成年後見センター	社協	高浜市	高浜市権利擁護支援センター	社協
津島市	津島市成年後見センター (令和6年7月1日設置)	行政	みよし市	みよし市成年後見支援センター	社協
愛西市	愛西市権利擁護支援センター	社協	豊橋市	豊橋市成年後見支援センター	社協
弥富市	NPO法人 海部南部権利擁護センター	広域 NPO	豊川市	豊川市成年後見センター	社協
蟹江町			蒲郡市	蒲郡市成年後見センター	社協
飛島村			田原市	田原市成年後見センター	社協
あま市	あま市権利擁護センター	行政	新城市	新城市権利擁護支援センター	社協
大治町	おおはる成年後見支援センター	社協	設楽町	設楽町権利擁護支援センター	社福法人
			東栄町		
			豊根村		

作成：愛知県社会福祉協議会地域福祉部

2 県の取組について

高齢福祉課の取組

- (1) 担い手の確保・育成
市民後見人等養成研修
- (2) 普及・啓発
市民後見普及啓発セミナー
- (3) 市町村に対する体制整備支援
成年後見利用連携・相談体制整備事業

（1）担い手の確保・育成

市民後見人等養成研修

【目的】

- ① 「市民後見人」のみならず、ボランティア等市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な人たちの養成の場としての機会の提供
- ② 人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、単独で市民後見人の養成を行うことが難しい市町村の補完

【実施方法】

講義動画の配信

※グループワークを伴う科目についてはオンライン実施

【実施期間】

令和6年10月から令和7年1月まで（講義動画配信期間）

【カリキュラム】

（特非）地域共生政策自治体連携機構が、令和5年3月に取りまとめた「市民後見人養成のための基本カリキュラム」《次頁》

【委託先】

（株）東京リーガルマインド（企画競争により決定）

（1）担い手の確保・育成

愛知県市民後見人等養成研修カリキュラム

No.	種類	科目名	単位 (時間)
1	基礎研修	市民後見概論	2
2	基礎研修	意思決定支援	3
3	基礎研修	対象者理解	5
4	基礎研修	成年後見制度の基礎 ・成年後見制度概論 ・成年後見制度各論Ⅰ ・成年後見制度各論Ⅱ	3
		成年後見制度の基礎 ・権利擁護支援と市町村責任	0.5
5	基礎研修	民法の基礎	2
6	基礎研修	関係制度・法律（Ⅰ）	5
7	基礎研修	関係制度・法律（Ⅱ） ・生活保護制度 ・公的医療保険制度 ・年金保険制度	2
		関係制度・法律（Ⅱ） ・税務申告制度 ・消費者保護	1
8	基礎研修	市民後見活動の実際	1
		市民後見活動の実際（現役報告）	1

No.	種類	科目名	単位 (時間)
9	実践研修	対人援助の基礎	2.5
10	実践研修	映像による後見活動等に関する学習	5.5
11	実践研修	家庭裁判所の実際	1.5
12	実践研修	成年後見の実務	5
13	実践研修	課題演習	5
14	補講	市町村・地域の現状	2
15		レポート作成	3

（1）担い手の確保・育成

愛知県市民後見人等養成研修 研修修了者向け
〇〇市における「活躍の場」のご紹介

研修修了者の「活躍の場」について

市民後見人（候補者登録）
市内において、中核機関等からの活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を行う「市民後見人」の候補者として登録します。なお、実際に活動するには、本人（被後見人）がその人らしく暮らしていくため、状況等に応じて受任が適切な候補者を調整（受任者調整）の上、家庭裁判所から選任を受ける必要があります。

【主な内容】

- ・財産管理
（施設利用料の支払や年金の入金状況確認といった金銭管理等）
- ・身上保護
（施設入退所に係る契約手続きの支援等）

【対象者】
市内在住の方

【履修が必要な科目】
全ての科目

【報酬等】
無し

【その他条件】
候補者登録にあたっては、研修終了後、別途実施する面接を受けていただく必要があります。詳細はあらためて研修修了者の皆様にお知らせいたします。

問合せ先

〇〇市△△課□□係
TEL：0123-456-789 FAX：0123-456-987
メールアドレス：mail@city.marumaru.lg.jp

【研修修了者の活躍の場について】

研修を修了した方が、習得した知識を生かした活動につながるよう、市民後見人候補者のみならず、各市町村において本研修修了者の活躍の場を検討し、県が指定する様式（「活躍の場」紹介シート）により作成の上、提出していただくこととしています。

なお、「活躍の場」紹介シートは、県のウェブサイト在全市町村分を掲載することとしています。

※画像はイメージです。

（2）普及・啓発

市民後見普及啓発セミナー

【目的】

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により、成年後見制度の必要性が一層高まる中、専門職後見人のみならず市民後見人を含めた支援体制を構築する必要があることから、成年後見制度や市民後見人の役割に対する県民の認知度を高め、権利擁護人材の確保につなげる。

【令和6年度の方針】

ア 開催時期

令和7年1月頃を予定

令和6年10月頃 企画競争入札による受託者決定

11月頃 セミナー内容決定

令和7年1月頃 セミナー開催

イ 開催方法

集合型開催＋オンラインによる動画配信（予定）

ウ 対象者

市民後見人や権利擁護支援について関心のある方

（細かい条件は設定せず、また、原則参加したい方はどなたでも参加可能とする。）

（2）普及・啓発

エ 内容

- （ア）成年後見制度や市民後見に関する専門家による講演
《登壇者：専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）》
- （イ）県内の中核機関職員や現役の市民後見人を交えたパネルトーク
《登壇者：市民後見人の養成に取り組んでいる中核機関の職員、
現に活躍している市民後見人》
- （ウ）市民後見人養成研修の案内
《登壇者：県職員》

オ ご協力いただきたいこと

- （ア）セミナー開催に係る周知
（県から各関係機関にチラシを発送します。）
- （イ）講師やパネラーとしてのご登壇
（実際にお問い合わせいただく場合、あらためてご連絡いたします。）

（3）市町村に対する体制整備支援

成年後見利用連携・相談体制整備事業

【目的】

中核機関等に対する専門的相談支援、中核機関の整備及び専門職との連携強化や後見人支援等といった機能拡充に向けた個別支援、市町村職員等への研修実施等を通じて、市町村の成年後見制度利用促進の体制整備を総合的に支援する。

【事業内容】

- （1）成年後見制度の利用促進に関する市町村・中核機関からの相談対応
- （2）アドバイザー派遣による市町村の個別支援
 - ・「体制整備アドバイザー」の派遣による、中核機関の設置や機能拡充に向けた市町村への個別支援及び県又は市町村が別途実施する市民後見人等養成研修を修了した者の活躍に関する支援
 - ・「権利擁護支援アドバイザー」の派遣による、後見人等が困難事案（虐待、生活困窮、消費者被害等）に直面した際、市町村や中核機関が適切にサポートするための助言・支援
- （3）成年後見業務を担当する市町村及び中核機関職員向けの研修の開催
 - ・開催時期 令和7年1～2月頃
 - ・対象者 県内市町村、市町村社協及び中核機関・成年後見センター職員
地域包括支援センター、障害者相談支援事務所の職員 等

障害福祉課の取組

- (1) 担い手の確保・育成
法人後見実施団体養成研修
- (2) 普及・啓発
成年後見制度利用推進研修

（1）担い手の確保・育成

法人後見実施団体養成研修

【目的】

比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、法人後見の推進への期待が高まっている。また、成年後見制度においても「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が示されるなど、意思決定支援の理解促進が求められている。

このような成年後見制度をめぐる情勢や実情を踏まえ、県内の更なる法人後見の推進を図る。

【開催日時】

令和6年10月8日（火）午前10時00分から午後4時30分まで

【対象者】

法人後見に関心のある県内法人後見未実施団体の職員

県内法人後見実施団体の職員

成年後見センター、権利擁護支援センターの職員

社会福祉協議会の職員

市町村担当職員（成年後見制度担当職員以外も含む）

（1）担い手の確保・育成

法人後見実施団体養成研修 カリキュラム（予定）

研修科目	講師等
成年後見制度の基礎理解と法人後見の役割 意思決定支援の基本的考え方	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター 住田敦子 氏
法人後見実施団体を 選任する際の考慮要素について	名古屋家庭裁判所後見センター
<u>情報提供①</u> 愛知県内の成年後見制度の取組状況	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 中上陽子 氏
<u>情報提供②</u> 社会福祉法人による法人後見の取組	社会福祉法人百千鳥福社会 竹田晴幸 氏
<u>情報交換会（グループワーク）</u> 法人後見の普及に向けた検討	各講師

（2）普及・啓発

成年後見制度利用推進研修

【目的】

日頃より障害者と接し支援を行う障害者福祉施設従事者等を対象として、制度の周知や、障害者の権利擁護に係る意識向上を図るために実施する。

【令和6年度の方針】

ア 開催時期

令和6年12月頃（名古屋市内）、令和7年1月頃（岡崎市内） 計2回

イ 開催方法

愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修の中で実施（集合型研修）

ウ 対象者

障害福祉サービス事業所等の設置者、管理者、サービス管理責任者、従事者等

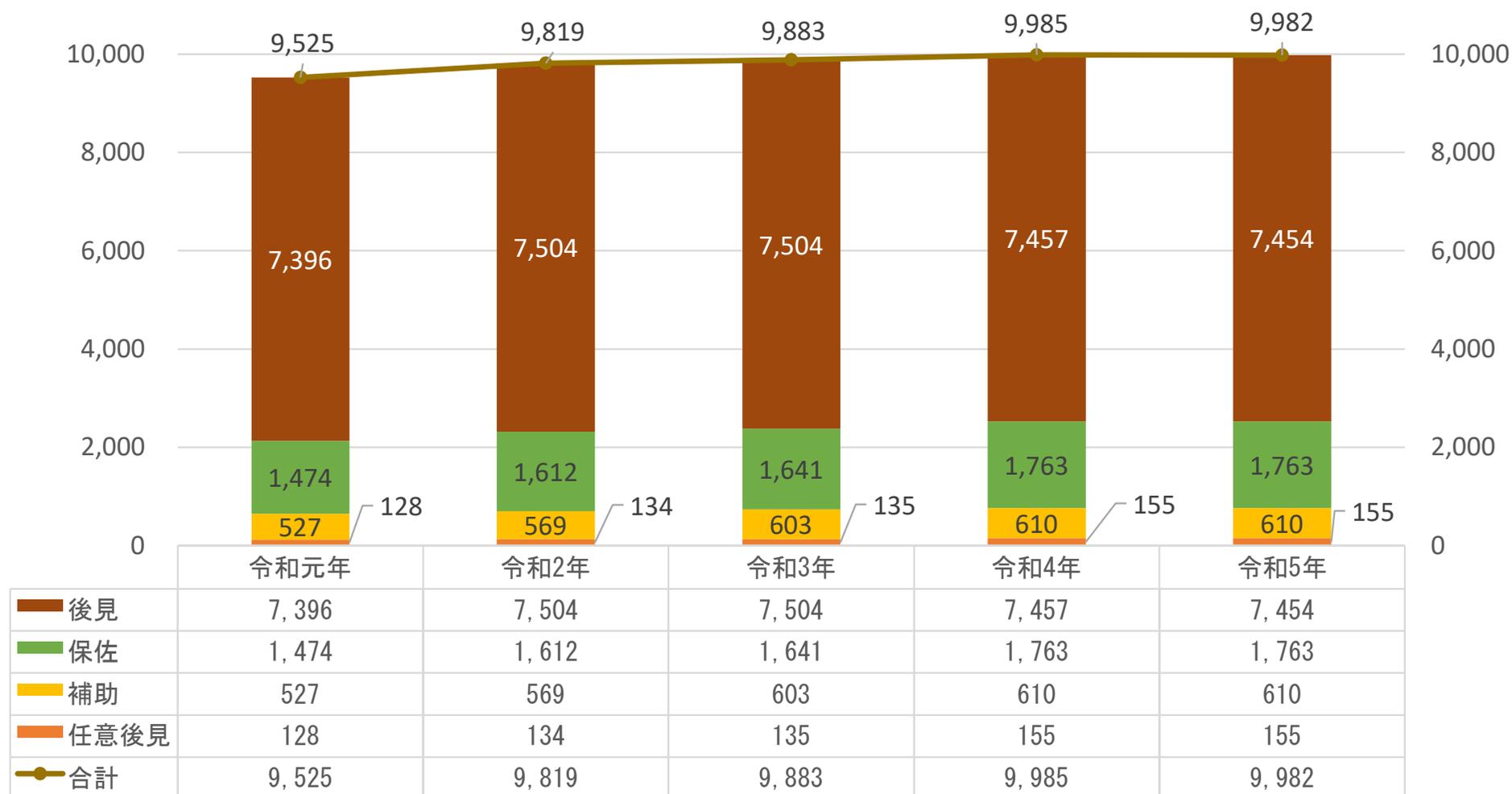
エ 講師（予定）

特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター

3 資料

(1) 成年後見制度の利用者数の推移

- ・令和5年の愛知県における成年後見制度の利用者は9,982人。
- ・類型別の割合について、成年後見が約74.7%、保佐が約17.7%、補助が約6.1%、任意後見が約1.6%。

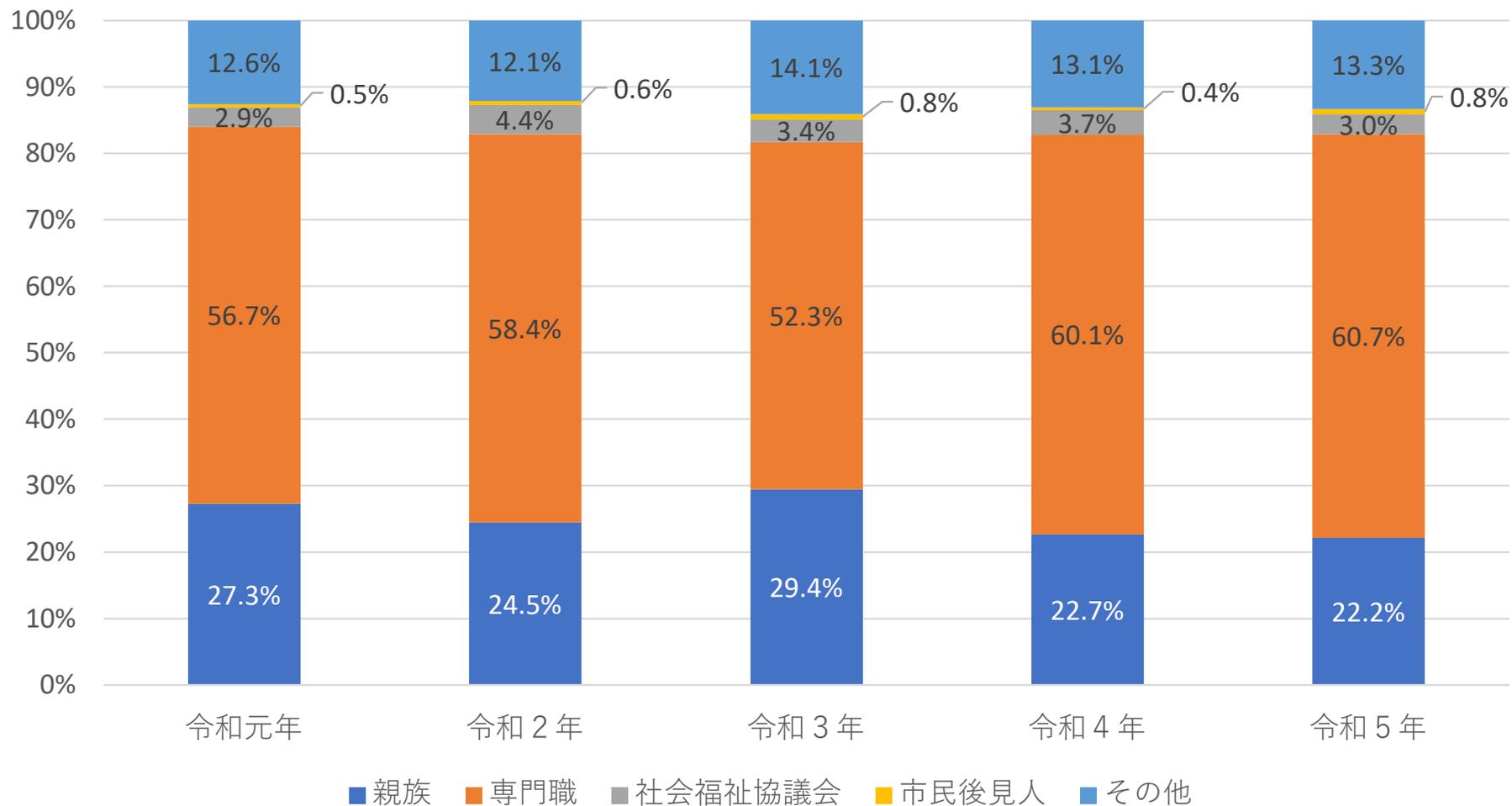


※1 数値は名古屋家庭裁判所からの情報提供による。

※2 「成年後見制度の利用者」とは、後見、保佐または補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

(2) 成年後見人等と本人との関係

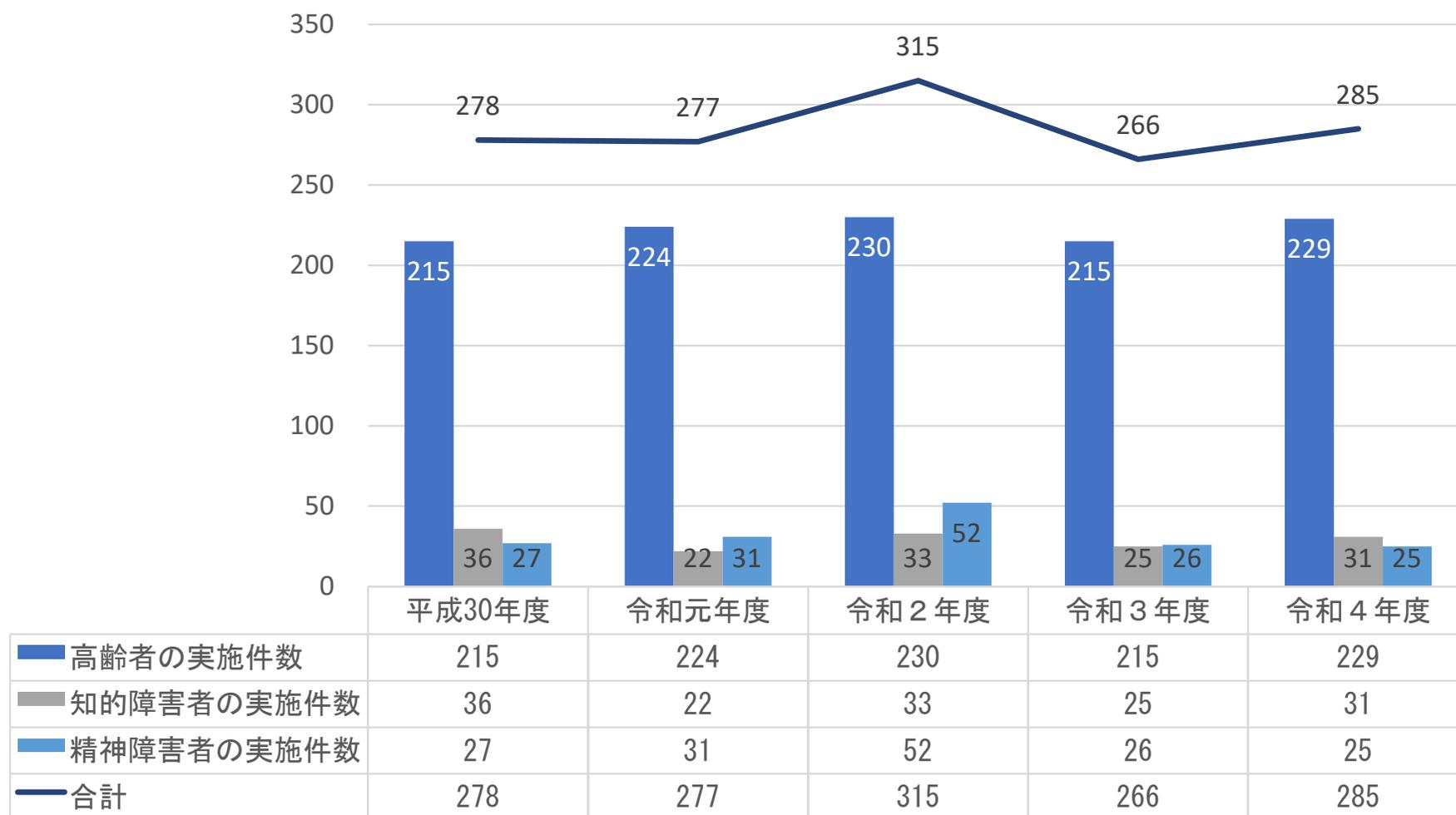
- ・親族後見人が選任される割合が減少傾向にある一方、第三者後見人のうち専門職後見人の割合が増加傾向にある。
- ・市民後見人、社会福祉協議会その他の第三者後見人の割合は横ばい傾向。



※ 名古屋家庭裁判所から提供を受けた情報を元に作成。

(3) 市町村長申立て件数の推移

- 市町村長申立て全体の件数は概ね横ばいであるが、今後さらなる高齢化の進行や、身寄りのない高齢者の増加といった社会課題を背景に、より一層需要が高まることが予想される。



※1 「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査（厚生労働省）」の調査結果より引用。

※2 各数値はそれぞれ老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づく審判請求の件数。